

当公社におきまして、公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業管理システムの導入を行いますので、下記のとおり公告します。

島農公第124号

令和元年6月10日

公益財団法人しまね農業振興公社

理事長 島田 一嗣

記

1 趣旨

公益財団法人しまね農業振興公社(以下「公社」という)が、農地中間管理事業により農用地等の利用集積を推進するため、関係農業者データや関係農用地等のデータ、及び事業の推進上必要なその他のデータを収集・保存・管理するとともに、これらのデータを基に中間管理権の設定や貸借権の設定等の業務を円滑かつ効率的に実施することを目的に、公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業管理サービスの導入を行う。

サービス利用の契約にあたっては、農地利用集積に関わる既存サービスの運用実績及び高度な専門的知識や業務方法等を活用した優れた提案を得るため、提案競技により契約候補者を選定することとする。

2 提案競技の概要

(1) 業務名

「公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業管理システム利用契約」という。

(2) 契約内容

公社が別に定める仕様に即したシステムとする。

(3) 仕様

「公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業管理システム仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4) 契約期間

ア システム利用契約期間 5カ年間(60ヶ月)

イ システム利用開始日 令和元年8月1日とする。

(5) 提案競技実施の告知方法

公社は、提案競技への資料作成等における要領等を公社のホームページ(www.https://agri-shimane.or.jp/kosha/)に掲載する。

(6) 資料提出方法

提出資料をzip形式(暗号化)で圧縮し1ファイルにした形で電子メールにて提出する。

(7) 問い合わせ先・資料提出先

書類の提出先、質疑先、及び受付時間は次のとおりとする。

名 称：公益財団法人しまね農業振興公社

住 所：島根県松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3F

担当者氏名： 農業振興課 平塚亮

電 話：0852-20-2870

電子メール：kousha@agri-shimane.or.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものである者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、島根県指名(入札参加)停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 以下に該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 過去に、国内において旧農地保有合理化事業、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業の農地貸借による利用集積に関するサービスを提供し、正常に稼働さ

せた実績を有すること。

(6) 仕様書の要件をすべて満たすこと。

4 手続等

(1) 質問事項の受付・締切り

本要領の内容についての質問は、質問書(様式1)により提出すること。

ア 提出期限

令和元年6月17日(月)午後5時まで

提出期限時刻以降の質問については、受け付けない。

イ 質疑方法

質問書の電子ファイルをメールで送信し、送信時には必ず電話にて到達確認を行うものとする。

ウ 回答期限

回答は、令和元年6月21日(金)までに、質問書を提出した者すべてに、同書記載の連絡先メールアドレスあてに通知する。

(2) 提案資料等の提出

提案競技に参加する者は、別添の提案書等作成要領に基づいて作成した提案資料等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和元年6月24日(月)午後3時まで

イ 提出場所

名称：公益財団法人しまね農業振興公社

住所：島根県松江市黒田町432番地1

電話：0852-20-2870

電子メール：kousha@agri-shimane.or.jp

ウ 提出方法

PDFファイルもしくは紙による提出とする。

PDFファイルの場合は、全ての提出資料をzip形式(暗号化)で圧縮し1ファイルにした形で電子メールに添付して提出する。

エ 著作権等

(ア)提出資料の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。ただし、本業務において公表等で特に必要と認める場合には、公社は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(イ)提出資料は、非公開とする。

(ウ)提出資料は、返却しない。

(エ)提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護され

る第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

5 契約候補者の選定方法

(1) 契約候補者は、公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業管理サービス提案競技評価委員会(以下「評価委会」という。)において提案内容を評価し選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、提案書の提出を行ったすべての者に通知するが、採択をしなかった者については下記の項目を通知する。

ア 採択しなかった旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名(名称)

ウ 採択した理由

エ 採択しなかった理由

オ 審査委員会の設置の有無

カ 審査委員会委員構成

(3) 契約候補者の取扱い

5(1)により選定した契約候補者と仕様について協議の上、6により契約の手続を行う。

(4) 契約候補者の参加資格喪失時、辞退時の取扱い

契約候補者選定後に当該事業者が3の参加資格を満たさなくなった場合、若しくは、辞退した場合は、評価委員会において契約候補者を再選定できるものとする。

(5) 提案競技への参加者がいなかった場合

資格委員会において契約候補者を選定し、随意契約協議を行うものとする。

6 契約に関する事項

(1) 契約書は、2通作成し、公社及び契約者の双方各1通保有する。なお、契約金額の表示は、消費税を内書きで表示する。

(2) 契約書の作成に要する経費は、公社と契約者が折半し負担する。

(3) 本業務委託の支払金額に係る支払い方法は原則毎年払いとする。

7 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時、及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(2) 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は、失格となることがある。

ア 募集要項の規定に違反したもの

イ 虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 提案価格上限を超えて提案されたもの

- (3) 提案書を作成した者は、提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。
- (4) 提案価格が著しく低い場合は、積算根拠等説明を求めることがある。
- (5) 提案書の作成など、提案競技への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは原則として認めない。
- (7) 契約の相手方として決定するまでは、辞退届(様式2)の提出により、参加を辞退できるものとする。
- (8) 提案書の作成において知り得た情報は、他者に漏らさないこと。
- (9) 提案競技スケジュール

日付	内容
令和元年6月10日(月)	提案競技応募要領の告知
令和元年6月10日(月)	提案に関する各種資料の交付(受付)開始
令和元年6月17日(月)	質問事項提出期限
令和元年6月21日(金)	質問事項回答期限
令和元年6月24日(月)	提案資料の受付終了
令和元年6月24日(月)	提案に関する各種資料の交付(受付)終了
令和元年7月9日(火)	選定結果通知(電話および郵送)
令和元年7月16日(火)	契約内容・契約方法調整期限
令和元年7月19日(金)	契約